

# 新型コロナウイルス感染症対策における

## 東京都及び南多摩保健所と日野市の役割について

感染症法に基づく新型コロナウイルス感染患者発生時の対応(感染者や濃厚接触者に関すること)は、保健所が主体となり行っておりますが、感染症対策を推進するためには国・東京都・日野市が相互に連携しながら、それぞれの役割を果たしていくことが重要です。特に保健所と市町村の連携が重要となることから、日野市は東京都南多摩保健所と連携して取組んでいます。

### 東京都及び南多摩保健所の主な役割

#### 1 相談対応

「新型コロナ受診相談窓口（帰国者・接触者電話相談センター）」の運営等

#### 2 情報の発信

・予防に関する情報発信  
・患者発生状況報告（都）※1

#### 3 感染症法に基づく患者発生時の対応（保健所）

・積極的疫学調査等 ※2

連携・協力

### 日野市の役割

健康相談窓口の設置・運営(場合によっては1.を紹介)

市民の安全・安心の確保、感染症対策の周知・啓発の情報発信

保健所からの要請に基づく蔓延防止の協力（市主催のイベント等の中止）

相談・確認等

市の対応周知

市民

調査・指導・療養支援

※1) 発生状況報告：都が都内全域の報告を一括して実施

※2) 積極的疫学調査：感染症又は感染症の疑いが濃厚な患者が発生した場合や、集団発生が認められる場合等にその動向や原因等を把握し感染症の拡大防止を図るため、当該患者及び関係者に対して行う。

市民の皆様へ 国内・都内において新型コロナウイルスの感染が拡大しています。

市民の皆様にはこれまで以上に手洗い・咳エチケットなどの感染症予防策に努めていただくようお願いいたします。